

## 藤井寺市介護予防・日常生活支援総合事業に関するQ & A

平成29年6月15日

### 総合事業の対象者と移行時期について

No.	質問内容	回答	根拠資料等
1	以前から福祉用具のレンタルを使っていて、6月から初めてデイサービスを利用します。更新は10月ですが、総合事業ですか？	予防給付です。 更新で要支援となれば、10月からデイサービスは総合事業となります。 何らかのサービスをもともと利用している場合は、認定の更新月までは総合事業の対象者とはなりません。	対象者と移行時期については、藤井寺市における考え方です。
2	以前からヘルパーを使っていて、6月から初めてデイサービスを利用します。更新は10月ですが、デイサービスは総合事業ですか？また、ヘルパーは予防給付のままですか？	デイ・ヘルパーともに予防給付です。 更新で要支援となれば、10月からはデイ・ヘルパーともに総合事業となります。デイとヘルパーのどちらかが総合事業でどちらかが予防給付になる、ということはありません。	
3	長い間デイサービス利用を休止していて、7月から再開します。更新は10月ですが、総合事業ですか？	予防給付です。 更新で要支援となれば、10月からは総合事業となります。総合事業の対象となるのは、サービス利用がまったくの初めてのケースです。	
4	要支援で、認定をとってから一度もサービス利用がありませんでした。7月から初めてヘルパーを利用しますが、総合事業ですか？	総合事業です。	
5	デイの利用者で、7月に更新の予定でしたが、5/15に区分変更して要支援1から要支援2になりました。総合事業はいつからですか？	区分変更日の5/15から総合事業になります。 またこの場合、5/1～5/14までの14日分は予防給付として、5/15～5/31までの17日分は総合事業として、それぞれ日割りにより算定して下さい。	

## ケアマネジメントについて

No.	質問内容	回答	根拠資料等
6	総合事業のデイサービスと福祉用具レンタルを使っている場合のケアマネジメントは、介護予防支援ですか？介護予防ケアマネジメントですか？	介護予防支援です。 予防給付によるサービスの利用が一つでもある場合は、介護予防支援となり、総合事業の利用のみの場合は、介護予防ケアマネジメントとなります。	平成 27 年 6 月 5 日「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（介護保険最新情報 vol. 483） ガイドライン p. 25・p. 65
7	月によって、総合事業のみ利用の場合と、総合事業＋予防給付の利用がある場合、ケアマネジメントの種類はどうなりますか？（通常はヘルパー又はデイのみで、時々ショートステイを利用するなど。）	月ごとに変わります。 総合事業のみを利用する月は介護予防ケアマネジメント、総合事業と予防給付の両方のサービスを利用する月は介護予防支援となるため、月ごとにサービス内容に応じて、介護予防ケアマネジメント費又は介護予防支援費を選択して請求して下さい。	
8	総合事業の利用者で、住宅改修を行った月の請求は、介護予防支援費ですか？介護予防ケアマネジメント費ですか？	介護予防ケアマネジメント費です。 総合事業と併用して居宅療養管理指導などの限度額管理対象外のサービス（※）を利用し、予防給付の限度額対象のサービスは利用していない場合は、介護予防ケアマネジメント費の請求となります。 （限度額管理対象外サービスのみ利用の場合は、これまでどおり、給付管理票の提出は不要です。） ※限度額管理対象外のサービス：特定介護予防福祉用具販売・介護予防住宅改修・介護予防居宅療養管理指導	平成 27 年 6 月 5 日「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」別紙 1 表 7

○介護予防支援：予防給付によるサービスの利用を含む場合のケアマネジメント。介護予防サービス計画費として請求します。

○介護予防ケアマネジメント：総合事業におけるサービスの利用のみの場合のケアマネジメント。介護予防ケアマネジメント費として請求します。

## 総合事業における日割り計算について

No.	質問内容	回答	根拠資料等
9	月途中で利用を開始する場合、日割りをする必要はありますか？	契約日が月途中であれば、日割りとなります。 契約日とは、利用者とサービス提供事業者間の契約期間の開始日です。例えば、利用開始が7/10であっても契約日が7/1の場合、日割りをする必要はありません。	平成28年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」 I 介護報酬改定関係資料資料9
10	月途中で入院してその月そのまま利用がなかった場合、日割りをする必要はありますか？	利用者との契約解除を行った場合にのみ、日割りとなります。 通常、入院に伴って利用が終了する場合に契約解除をしていないのであれば、総合事業では必ずしも日割り（契約解除）をしなければならないということではありません。	
11	退院に伴い月途中で利用を再開した場合、日割りをする必要はありますか？	契約開始に当たらないのであれば、日割りをする必要はありません。	
12	月途中で転出した場合や亡くなった場合、日割りをする必要はありますか？	利用者との契約解除を行った場合にのみ、日割りとなります。 ただし、利用者負担を考慮して日割りをすることも考えられます。契約や契約解除については、利用者が著しく不都合な取扱いとならないよう配慮をお願いいたします。（No.9～11も同様です。）	
13	日割り請求を行う事由の中に、「サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）」とありますが、同じ月に訪問介護や通所介護を2か所利用できるということですか？	同月に同一サービスで複数の事業所を利用することはできません。 同時に2か所使えるということではなく、同一保険者内で事業所を変更した場合には、日割りをを行うということになります。（同時に契約するのではなく、前事業所との契約解除後に、新たな事業所との契約を行って下さい。） ただし転入・転出による場合（保険者が変わる場合）は、それぞれで月額報酬を算定でき、日割りをする必要はありません。	

(つづき)

No.	質問内容	回答	根拠資料等
14	月途中で訪問介護（又は通所介護）のサービス事業所を変更する場合、日割り計算はどのようになりますか？	<p>日割り計算は、変更前の事業所は契約解除日（引き続き月途中からの開始がある場合はその前日）を終了日とし、変更後の事業所は契約日を開始日として行います。</p> <p>【例①】 A事業所を6/15に解除、B事業所を6/20に契約 → A事業所は6/1～6/15の15日分、 B事業所は6/20～6/30の11日分で日割りを行います。</p> <p>【例②】 A事業所を6/15に解除、B事業所も同日に契約 → A事業所は6/1～6/14（契約日の前日まで）の14日分、 B事業所は6/15～6/30の16日分で日割りを行います。</p>	

【参考】

総合事業の対象となる場合	開始時期
① 4月以降、新規で要支援認定を受けて、訪問・通所を利用する場合	利用当初から
② 4月以降、更新や区分変更で新たに要支援認定を受けて、訪問・通所を利用する場合	認定有効期間の開始日から
③ 要支援認定はあったがサービス利用がなかった人が、4月以降に初めて訪問・通所を利用する場合	利用当初から

